

SAKAE

遊技産業健全化推進機構ニュース

II

NOVEMBER 2021



**ホール駐車場を豪雨時に開放 県民の水没車両の激減に貢献
～令和3年8月の大雨で評価された佐賀県遊協の緊急対応～
依存防止対策調査(18か月分)結果概要について 機構検査部**

機構の動き

9月度<2021年9月1日～9月30日>

遊技機等への立入検査関係

9月度 立入検査店舗数28店舗
(遊技機検査28店舗、計数機検査0店舗)
9月末日 誓約書提出店舗数8685店舗(対前月比▲42)

依存防止対策調査の関係

9月度 依存防止対策調査実施店舗数288店舗
9月末日 承諾書提出店舗数8466店舗(対前月比▲37)

会議開催関係

9月13日(月)に定例理事会を開催した。

定例理事会においては第1号議案として「臨時社員総会招集の件」が審議され、11月4日に臨時社員総会を招集することが異議無く承認可決された。

協議事項として、依存防止対策調査の結果について、他の店舗の参考となるような事例が確認された場合、当該店舗の許可を得たものについては、今後、可能な範囲で業界団体等に開示していくことが確認された。

報告事項として、事務局より検査部活動の現況について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的に緊急事態宣言の対象地区も広がったこと等から、当機構検査部の活動に大きな制約を受けていることの報告がなされた。特に遊技機検査については本年度目標に達しない可能性もあること、さらに依存防止対策調査についても、その対象地区が首都圏中心となるなど偏ったデータとなる可能性もあることなどが報告された。

当機構検査部として、今後も新型コロナウイルスの感染者を出さない、そして感染を広げないことを最優先として、全国各地において立入検査活動等に取り組んでいくことが確認された。

CONTENTS

11 November
2021

ホール駐車場を豪雨時に開放 県民の水没車両の激減に貢献 ～令和3年8月の大暴雨で評価された佐賀県遊協の緊急対応	1
依存防止対策調査の18か月分の結果概要について 機構検査部	5
根保証について 三堀 清	8
店長に求められる知識「労務管理㉚」	11



福島県須賀川市 松明あかし(たいまつあかし)

高さ10m、重さ3トンの巨大松明など30本が、轟轟と火柱を上げる。430年続く、日本を代表する火祭りの一つだ。戦国時代、武将伊達政宗が須賀川城主に降伏を迫った時、手に松明を灯して家臣、領民が集まり、城主に城の防衛戦を進言した故事から生まれ、戦死者の靈を弔う祭として現在まで続いている。

手作りの松明は、会場の五老山山頂まで、総勢500人で運びあげる。女性陣100人はやや小ぶりの「姫松明」を担ぐが、それでも高さ7m、直径1mと大きなものだ。松明を直立させるのに1時間。太鼓が響き渡る中、点火役が自力でよじ登って火をつけると、林立する松明は次々に燃え盛つて行く。コロナ蔓延防止のため、今年は11月13日無観客、関係者のみで最小限の規模で実施予定。

表紙の
はなし

ホーリル駐車場を豪雨時に開放

今年8月中旬、西日本を中心に広範囲で記録的な大雨が襲い、

九州北部や広島県に甚大な被害をもたらした。

佐賀県では県遊協が県と締結した協定に基づき、組合員ホールの駐車場を一時避難場所として地三

組合員ホールの駐車場を一時避難場所として地元住民に開放し、水没車両の被害抑制に大きな貢献をした。

県知事、県当局とともに県民から、

ホールの対応に高い評価と感謝の声が上がった。

佐賀県遊技業協同組合と駐車場を開放した組合員ホールに取材し、

一連の対応につづいてレポートするとともに、

自然災害時におけるホールの役割にスポットを当てた。

令和3年8月の大雨で評価された佐賀県遊協の緊急対応

する地域が出た。

武雄市など3市中心に
12店舗以上が駐車場提供

今年8月11日頃西日本から東日

する地域が出た。

本にかけた広い範囲で降り始めた
雨は、総降水量が多い地域で14

00ミリを超える記録的な大雨と

なった。特に九州北部は翌12日に24時間降水量が400ミリを突破

動しながら降り続け、政府の特定災害対策本部によると人的被害、住

家被害を受けた地域は1府19県。被害が大きかつた佐賀県では、人的被害（負傷者）は4人にとどまつたものの、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）は3569棟（10月1日現在）、避難者はピーカ時で2573人に及んだ。

同県に対する大雨特別警報は今年で4年連続。数十年に一度の大

雨といわれた令和元年8月佐賀豪
雨をはるかに上回る降水量で、県

西部に位置する武雄市は特に深刻

なダメージを受けた。

佐賀県遊技業協同組合（新富町
理事長）によると、パチンコ店

も武雄市の2店舗が冠水により8

月14日から長期休業を余儀なくされた。鳥栖市の1店舗も店内浸水

武雄市北方向 赤坂

佐賀2021大雨」「2年前の比じや
トルに水の跡 武雄市と大町町
・不被審次々判明

佐賀県内でも
武雄市内は特に深刻なダメージを受けた
(写真提供: 国土交通省九州地方整備局) ▶

し、8月14～16日の休業を強いら
れた。

そんななか、一昨年の豪雨時と

比べて県内全体の被害が少なかつたのが車両の冠水や水没関連の被害だった。日本自動車連盟（J A



ユーコーラッキーグループの「若宮ゴールデンラッキー」(佐賀市)。協力期間中は最大時、300台(うち遊技客以外は約240台)の避難車両を受け入れた。

時および災害が発生するおそれがある場合、「地域住民の自家用車等の一時避難場所」や「実働部隊の駐車場」として可能な限り組合員ホールの駐車場を提供するなどの協力をを行うものだ。

災害発生時の協定を 県遊協が県と今春締結

佐賀県遊協が県と締結した「災害発生時における協定」は、災害時および災害が発生するおそれがあ

の一時避難場所」や「実働部隊の駐車場」として可能な限り組合員ホールの駐車場を提供するなどの協力を行うものだ。

今回、県から県遊協に佐賀・唐津・武雄の3市における協力要請があつたのは8月13日。県遊協は直ちに当該地域の組合員ホールとやりとりし、12店舗が同日から協定に基づく協力体制をとつた。協力要請期間は佐賀・唐津の両市が13、14日、武雄市が13～16日。協定締結後、初の運用だつたが、「協

車場使用の可否を確認し、県に報告。③県は協力店舗名を当該市町に連絡するとともに、防災ホームページに避難可能なホテル名を掲載する——という段取りになつてい

に駐車場（約2200台分）を近隣住民の車両の避難所として提供した。その動きに呼応するように、3市以外のエリアでも、自主判断で駐車場を開放したホールがみられた

県当局や県民が高く評価したのが遊技業界の協力だつた。佐賀県遊協が今年4月13日に県と締結した「災害発生時における協定」に基づき、協力要請を受けた佐賀・唐津・武雄の3市の組合員12店舗が直ち

考え、これまで行つてきた交通安全や防犯対策などに寄与する物品や寄付金の贈呈に加えて、新たな社会貢献の枠組みとして、災害協定締結を県に提案させていただいたのです」と説明する。

**最大時300台を
受け入れた店舗も**

ホーリーはどのように協力したのか、九州を中心に店舗展開するユーローラッキーグループ（本社・福岡県久留米市、金海基泰社長）

同社が系列店の立体駐車場を譲
難場所として開放したのは計4店
舗。佐賀県遊協を通じて県から協
力要請のあつた地域に出店する

（武雄市）と「武雄ゴールデンラツキー」（武雄市）と「武雄ゴーラツキ」（武雄市）。さらに、協力要請のなかつた地域でも、「ユーコーラツキー」（鳥栖市）、福岡県大牟田市の「ユーコーラツキー」（北磯店）（8月31日で閉店）が自主判断で開放を決めた。

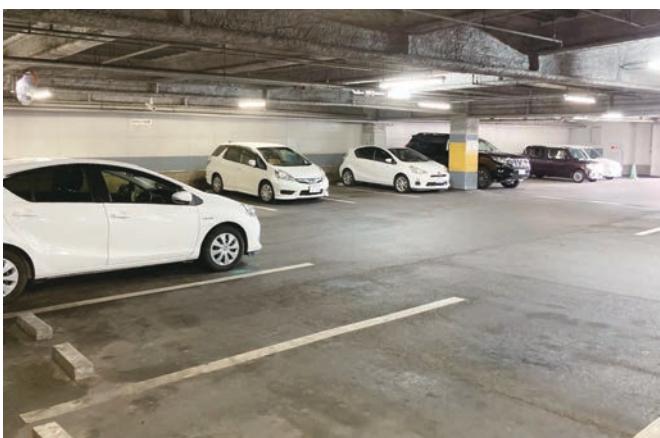
開放期間は若宮ゴールデンラツキーが8月13～16日、武雄ゴールデンラツキーが同11～20日、鳥栖店が同11～15日店が同13日、北磯店が同11～15日

定内容は周知徹底して いたため
連携はスムーズでした」と牧瀬事
務は振り返る。

ホール駐車場を豪雨時に開放 県民の水没車両の激減に貢献 令和3年8月の大暴雨で評価された佐賀県遊協の緊急対応

からの開放を決めた。同ホールは、若宮ゴールデンラッキーとともに協力要請期間を過ぎても自主判断で開放を続けた。

13日に県の災害ホームページに佐賀・唐津・武雄の3市の協力店舗



「武雄ゴールデンラッキー」(武雄市)。ユーコーラッキーグループでは全系列店において地域のハザードマップを掲示し、過去の災害発生時の状況把握に努めるとともに、防災備蓄品の完備を進めている

名が掲載されると、特に若宮ゴールデンラッキーには問い合わせの電話が多く寄せられるようになり、スタッフは対応に追われたという。最大時、同店は300台（うち遊技客以外は約240台）、武雄ゴールデンラッキーは90台（うち遊技客以外は約60台）の避難車両を受け入れた。

受入れに際しては、各店が状況を見て対応の仕方を判断。若宮ゴールデンラッキーは、車種・車両ナンバー・連絡先をカードに記入し、専用ボックスに入れてもらう方法（注意）をとった。

利用者からは「近所で安心して車を置けるのはゴールデンラッキーだけだから助かった」「このような施設が近所に会って本当に良かった」など、感謝の言葉が相次いで寄せられたという。

県遊協との協力関係を

県知事も高く評価

県の危機管理防災課は8月17日の災害対策本部会議で、佐賀・唐津・武雄3市のパチンコ店に協力を要請し、当該地域の店舗駐車場を開放されることを報告。「新聞記事によると、水没車両が（令和

元年8月）佐賀豪雨から減少したことと、自動車販売店への問い合わせ件数は2年前の10分の1に減っている。身動きができないとかでJAFに救援要請があつた1日当たりの件数も4分の1程度になつていている」と述べた。

山口祥義知事も8月27日の定例記者会見で車両の冠水、水没の被害が令和元年8月佐賀豪雨に比べ抑えられたことに言及し、「特に遊技業協同組合（の協力により）、



8月27日の定例記者会見で佐賀県遊協の取組みを評価する山口知事(県ホームページより)

パチンコ店に車を置くことができたことが非常に大きく、被害の軽減に役立った。心から感謝を申し上げたい」と発言。

「コロナでパチンコ店が目のかたきになつたときに、当県は一緒に連携し合おうということに対策に取り組んだ。ああいうことが今回のようなときに生きてきたのかなと思う。普段からホールを送り合い、一緒にやつていくといふことなんだなと感じました」との所感を口にした。

「コロナでー」という発言は昨春の緊急事態宣言時の対応を指している。同県ではパチンコ店に対する休業要請が5月7日に解除となつたことに伴い、県遊協が独自のガイドラインを策定し、県内のホールに発出するとともに、県と協同した感染対策を行つた。

ガイドラインも県遊協が検討した対策案をベースに、県と協議を重ねながら完成させたもので、當時も山口知事は「県遊協の皆さんには真摯に向き合つていただきた」と評価している。

牧瀬専務は「県当局とは日頃から連絡をとり、良好な関係づくりに努めている」と説明。今回のケ

令和3年8月の大暴雨で評価された佐賀県遊協の緊急対応

一方、組合内においては、昨年12月の店舗経営者・店長を対象とした研修会で、「遊技場と地域防災に貢献する意義と効果」と題するセミナーを実施。防災を通じたホールと地域社会の連携・共存について理解を深めたことが役立つているのではないかと見る声もある。

地元メディアも今回の県遊協の一連の取組みに対し、総じて好意的に報道した。ユーコーラッキー グループの関係者は、「個人的な意見ではあります」などとしながら、「多くのメディアに肯定的に取り上げられたことによって、広く社会から『地域とともににあるホール企業』の存在意義について一定の認識をしていただけたのではないかでしょう。イメージの向上に資することことができたと思います」と振り返った。

また、防災拠点としての認知度が上がれば利用者は増えていくこ

今後は組合員全店への防災物資の備蓄を推進

とも考えられるが、この点については、「そうした状況になつても円滑に対応できるよう、ホールにとつて持続可能な仕組みづくりが不可欠です」と述べたうえで、「殺到する問合わせや避難車両が集中した場合、また満車になった場合

ースでも、県の窓口がコロナ対策と同じ危機管理防災課内にあり、同部局の幹部と面識があつたことも幸いし、協定締結や運用をスムーズに行うことができたという。一方、組合内においては、昨年12月の店舗経営者・店長を対象とした研修会で、「遊技場と地域防災に貢献する意義と効果」と題するセミナーを実施。防災を通じたホールと地域社会の連携・共存について理解を深めたことが役立つているのではないかと見る声もある。

佐賀県遊協は今年4月13日、県と「災害時における協定」を締結していた(左から3人目が新富理事長、4人目が山口知事)



佐賀県遊協は10月から「防災備蓄プロジェクト」もスタートさせた。写真はPRポスター

佐賀県遊協の新富理事長も県や利用者の評価、メディアの報道について、「率直に大変ありがたく、そして嬉しく思っています」とコメント。次のように述べる。

「遊技業界はこれまでにも多岐にわたる社会貢献活動をしてきましたが、それらに対する世間の認知度はそれほど高いもの

店舗単位で自治体と協定を結んでいるホール企業も増えつつあり、今年8月の大暴雨に際しても、全国に「ハリウッド」の屋号で展開する成通グループ(本社・岡山県岡山市、千原行喜代表)が広島市との協定に基づき、広島エリアの系列店の駐車場を13~15日の3日間、一時避難場所として開放した。

その一例が、青年部を中心となしていくことはもちろんですが、ちゃんと把握し、社内全体で共有化していくことはもちろんですが、課題の根本的な解消には自治体や地域住民との『共有と連携』の一層の強化が必要であると感じています」と語った。

佐賀県遊協の新富理事長も県や利用者の評価、メディアの報道について、「率直に大変ありがたく、そして嬉しく思っています」とコメント。次のように述べる。

「遊技業界はこれまでにも多岐に

本レポートの協定締結発表と防災ポスターの写真は佐賀県遊協提供、ユーコーラッキーグループの店舗関係の写真は同社提供

停め続ける車両への対応など、今回の取組みを通じていくつか課題もみえています。こうした点をきちんと把握し、社内全体で共有化していくことはもちろんですが、課題の根本的な解消には自治体や地域住民との『共有と連携』の一層の強化が必要であると感じています」と語った。

新富理事長は「将来的に当組合の店舗が地域防災の拠点になれば」と組合員の思いを代弁した。

大規模な灾害発生時、組合員店舗が自治体や警察署に協力する県遊協の協定の締結は増加傾向にあり、全日本遊技事業協同組合連合会によると、17の県遊協が18件の協定を締結している(2021年5月末現在)。

地元メディアも今回の県遊協の一連の取組みに対し、総じて好意的に報道した。ユーコーラッキー グループの関係者は、「個人的な意見ではあります」などとしながら、「多くのメディアに肯定的に取り上げられたことによって、広く社会から『地域とともににあるホール企業』の存在意義について一定の認識をしていただけたのではないでしょう。イメージの向上に資することことができたと思います」と振り返った。

また、防災拠点としての認知度が上がれば利用者は増えていくこ

推測しています。今後も地域のニーズをくみ取り、できる範囲でさまざまな活動をしていきたいと思っています」

その一例が、青年部を中心となってきた場合、また満車になった場合でも、来店されるお客様の車両との識別、さらに災害が去つた後でも注目度が高かつたのではないかと

依存防止対策調査の 18か月分の結果概要について(お知らせ)

2020年1月～2021年6月までの調査結果概要

機構検査部

パチンコ・パチスロ産業21世紀会より要請を受け、昨年1月から当機構が実施している「依存防止対策への取組み状況を確認する調査」(略称「依存防止対策調査」)の18か月分の結果概要を以下にお知らせする。

当機構が実施している依存防止対策調査は、政府の取組みであるギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくものもある。

なお、当機構の調査方法としては、承諾書を提出している店舗(パチンコホール)に対し、遊技機検査等で訪問し、基本的に遊技機検査等が終了した後、本調査を実施しているもので、調査項目等は依存防止対策調査専用ホームページにおいても公表している。

また、当機構の役割としては、「依存防止対策への取組み状況を確認する調査実施要綱」に基づき、調査結果を行政機関及びパチンコ・パチスロ産業21世紀会、並びにパチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議に提出している。

1

1. 承諾書提出店舗数（依存防止対策調査を受け入れることを承諾した店舗）／全国

2021年6月30日現在：8564店舗

※同日の誓約書提出店舗数：8782店舗

2. 依存防止対策調査 実施店舗数

(1) 調査期間 : 2020年1月1日～2021年6月30日(18か月)

(2) 調査都府県方面数 : 51都府県方面

(3) 調査店舗数 : 3035店舗

※調査実施割合：35.4% (調査店舗数／6月30日時点の承諾書提出店舗数)

3. 調査結果概要（調査項目別）

(1) RSNの相談窓口ポスター(またはステッカー)の掲示

2925店舗で掲示を確認 (96.4%)

【掲示が確認された場所（重複あり）】※分母はRSNポスター等の掲示が確認された2925店舗

- トイレ : 2402店舗 (82.1%)
- 休憩所 : 860店舗 (29.4%)
- 上記以外の店内 : 2322店舗 (79.4%) ※営業フロア等
- 店外 : 17店舗 (0.6%)
- その他 : 29店舗 (1.0%) ※エレベータ等

【掲示されたポスターについて】※分母はRSNポスター等の掲示が確認された2925店舗

- 掲示されたポスターが最新であった : 2563店舗 (87.6%)
- 類似した掲示物の貼付が確認された : 25店舗 (0.9%)
- デジタルサイネージでの表示が確認された : 29店舗 (1.0%)

(2) 「安心パチンコ・パチスロ アドバイザー」の在籍

2949店舗で在籍を確認 (97.2%) ※アドバイザーハウス数合計：9669人

1店舗平均約3.3人が在籍

依存防止対策調査の18か月分の結果概要について(お知らせ)

2

【在籍人数等の内訳】 ※分母はアドバイザーの在籍が確認された2949店舗

調査店舗内に何名アドバイザー講習受講者が在籍しているか確認（調査日未出勤者含む）

- ・1人 在籍：436店舗（14.8%） 在籍人数：436人
- ・2人 在籍：583店舗（19.8%） 在籍人数：1166人
- ・3人以上 在籍：1930店舗（65.4%） 在籍人数：8067人

(3)「安心パチンコ・パチスロ アドバイザー」のポスターの掲示

2182店舗で掲示を確認（74.0%） ※分母はアドバイザーの在籍が確認された2949店舗

【掲示が確認された場所（重複あり）】 ※分母はアドバイザーポスター掲示が確認された2182店舗

- ・トイレ : 827店舗（37.9%）
- ・休憩所 : 599店舗（27.5%）
- ・上記以外の店内 : 1586店舗（72.7%） ※営業フロア等
- ・店外 : 4店舗（0.2%）
- ・その他 : 5店舗（0.2%） ※エレベータ等

【貼付されたポスターについて】 ※分母はアドバイザーポスター掲示が確認された2182店舗

- ・デジタルサイネージでの表示が確認された：10店舗（0.5%）

(4)「安心パチンコ・パチスロ リーフレット」の設置

2678店舗で設置を確認（90.8%） ※分母はアドバイザーの在籍が確認された2949店舗

【設置が確認された場所（重複あり）】 ※分母はアドバイザーリーフレットの設置が確認された2678店舗

- ・休憩所 : 734店舗（27.4%）
- ・賞品カウンター : 1443店舗（53.9%）
- ・島端 : 497店舗（18.6%）
- ・その他 : 408店舗（15.2%） ※上記3か所以外の場所

【設置されたリーフレットについて】 ※分母はアドバイザーリーフレットの設置が確認された2678店舗

- ・第2版リーフレット使用 : 1256店舗（46.9%） ※本調査は2020年7月より新たに開始

(5)「18歳未満立入禁止」告知物の掲示

3035店舗で掲示を確認（100%）

【掲示が確認された告知物等（重複あり）】 ※分母は18歳未満立入禁止告知物が確認された3035店舗

- ・警察庁作成の注意喚起を掲示 : 1882店舗（62.0%）
- ・18歳未満入場禁止ポスターを掲示 : 1243店舗（41.0%）
- ・18歳未満遊技禁止シールを貼付 : 2420店舗（79.7%）
- ・賞品提供場所に年齢確認シートを設置 : 2157店舗（71.1%）
- ・その他 : 2721店舗（89.7%）

(6) 入店したお客様に対する年齢確認の実施

3033店舗で実施を確認（99.9%）

(7)「子どもの事故防止」「子連れでの入場禁止」告知物の掲示

2791店舗で掲示を確認（92.0%）

【掲示が確認された場所（重複あり）】 ※分母は子供の事故防止告知物の掲示が確認された2791店舗

- ・店舗入口 : 2101店舗（75.3%）
- ・店内 : 1489店舗（53.4%）
- ・駐車場 : 515店舗（18.5%）
- ・その他 : 89店舗（3.2%） ※上記3か所以外の場所

【掲示された告知物について】 ※分母は子供の事故防止告知物の掲示が確認された2791店舗

- ・デジタルサイネージでの表示が確認された：43店舗（1.5%）

(8) 自己申告・家族申告プログラムの導入及び告知

①自己申告プログラムを導入しているか？

2160店舗で導入を確認 (71.2%)

【導入プログラム及び申込者数（重複あり）】 ※分母は自己申告プログラムの導入が確認された2160店舗

- ・上限金額 : 1825店舗 (84.5%) 申込者数 : 38人
- ・上限回数 : 1733店舗 (80.2%) 申込者数 : 16人
- ・上限時間 : 1928店舗 (89.3%) 申込者数 : 6人
- ・入店制限 : 2046店舗 (94.7%) 申込者数 : 76人

申込者数計 : 136人

②家族申告プログラムを導入しているか？

2029店舗で導入を確認 (66.9%)

- ・家族申告プログラムの申込者数 : 18人

「本人同意書無し」導入 141店舗 (6.9%)

※本調査は2020年7月より新たに開始・分母は家族申告プログラム導入が確認された2029店舗

申込者数 : 0人

③告知状況

2115店舗で告知を確認 (97.9%) ※分母はどちらかのプログラム導入が確認された店舗

【掲示・設置が確認された告知物等（重複あり）】 ※分母は告知が確認された2115店舗

- ・ステッカーを入口に掲示 : 1443店舗 (68.2%)
- ・ポスター、リーフレットの掲示 : 1967店舗 (93.0%)
- ・申込書の常置 : 1858店舗 (87.8%)

【掲示された告知物について】 ※分母はどちらかのプログラム導入が確認された店舗

- ・デジタルサイネージでの表示 : 9店舗 (0.4%)

(9) 「のめり込み防止標語」の使用等

2803店舗で使用を確認 (92.4%)

【使用が確認された告知媒体等（重複あり）】 ※分母は標語使用が確認された2803店舗

- ・折込みチラシ : 2292店舗 (81.8%)
- ・自店ウェブサイト(P-World含む) : 2100店舗 (74.9%)
- ・新聞・雑誌広告等 : 65店舗 (2.3%)
- ・テレビ・ラジオ : 31店舗 (1.1%)
- ・デジタルサイネージでの表示 : 2店舗 (0.07%)

【使用された標語の種別について】

※本調査は2020年7月より新たに開始・分母はのめり込み防止標語の使用が確認された2803店舗

- ・「18歳になってから」を含む新バナーを使用 : 884店舗 (31.5%)

(10) 依存防止対策に関する従業員教育の実施

2934店舗で実施を確認 (96.7%)

(11) お客様への適度な遊技方法の案内

3003店舗で実施を確認 (98.9%)

(12) ATMの設置

387店舗で設置を確認 (12.8%)、設置台数 : 387台

(13) デビットカードシステムの設置

277店舗で設置を確認 (9.1%)、設置台数 : 287台

根保証について



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 会社法上の有限责任制度と

その形骸化

パチンコホール企業の場合、営業所が比較的大規模であり、遊技機及び周辺機器も高額で莫大な設備投資が必要であるため、特にオーナー経営者は、個人としては異例ともいえる程高額の保証債務を負っている例が多い。

しかし、そもそも株式会社とは、オーナーである株主は自らが引き受けた株式に対する出資金の払い込みをする責任を負うだけで、会社の負債については責任を負わないという特典を与えて返還不要の資金を募るシステムである(株主は株式を譲渡することで資金の回収ができる他、配当により利益の分配を受ける)。これを株主有限责任の原

則という(会社法104条)。

他方、株式会社の経営は、株主総会の決議により選任された取締役に委ねられるが(会社法329条1項、348条1項)、企業活動の主体は会社(法人)であり、取締役個人ではないから、取締役も会社の負債については責任を負わない。

このように、オーナーである株主も、経営者である取締役も、株式会社の負債については責任を負わないのが原則である。

2 貸金等債務の

個人根保証の規制

ところが我が国では、上場企業以外、株式会社が金融機関等から金銭を借り入れたり、原材料や商品の継続的な供給を受けたり、事業用の土地・建物を賃借したり、その他のあらゆる取引をして、会社が負担する債務につ

いて、経営者個人に連帯保証をすることを求められるのが常態となっている。このため、主たる債務者である株式会社が破綻すると、経営者個人がその債務を無限に負担することになる。

すなわち、我が国では、株主有限责任の原則が形骸化しており、オーナー経営者は、経営に失敗すると、一切の財産を失うという過酷な立場に置かれている。

個人による債務保証については、平成16(2004)年11月の民法改正において、個人が「(主たる)債務の範囲に金

とによつて負担する債務」(貸金等債務)を担保する「根保証」をする場合には、保証契約において「極度額」を定めなければならず、その契約は書面でしなければならないこととされた（同法旧465条の2、446条2項）。

「根保証」とは、継続的な取引から発生する不特定の債務を保証することをいう。根保証は担保の対象となる主たる債務の額が無限に増大する可能性があり、保証人が想定外の負担を強いられる場合もあるため、「極度額」すなわち負担の上限額を定めなければならないとしたのである。

また、この改正において、貸金等債務を担保する個人根保証契約では、契約日から最長5年以内の日、変更する場合も変更日から最長5年以内の日を「元本確定期日」すなわち担保の対象となる債務の元本を固定する（元本が増額しなくなる）期日として定めねばならず、これよりも長い期日を定めた場合及び元本確定期日を定めなかつた場合、3年の経過をもつて元本が確定することとされた（民法旧465条の3）。

根保証は元本が確定するまでに発生し、合理的な期間内に担保の対象となる債務を固定化させることとしたのである。

3 個人根保証契約の規制対象の拡張

更に、平成29（2017）年5月の民法改正（令和2（2020）年4月1日施行）において、契約締結に際して極度額を定めなければならず、元本確定期日を5年以内としなければならないとするルールが適用される対象が、貸金等債務の個人根保証だけでなく、「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約」すなわち全ての個人根保証にまで拡張された（改正民法465条の2、465条の3）。

その他、この改正において、主たる債務者が会社である場合の経営者や大株主、主たる債務者の共同事業者等以外の者が「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」又は「主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約」を締結するには、契約締結前一か月以内に作成された公正証書で保証人となろうとする者が保証債務履行の意思を表示しなければならないとされた（改正民法465条の6第1項、465条の9）。

第三者が、他人の事業のための貸金

4 遊技機等の売買基本契約及び土地・建物の賃貸借契約への影響

このように個人根保証契約の成立が厳格化されたことにより、以下のようない影響が生じる。

まず、極度額の定めをしていない場合、根保証契約は無効となるから、遊技機メーカー・中古機販売業者を売主、ホテル業者を買主とする「継続的商品供給基本契約書」や「継続的売買基本契約書」等の書面上に遊技機等の売買により発生する債務（これらは「一定の範囲に属する不特定の債務」に他ならない）について、社長その他の経営者が個人根保証する旨の条項があつても、極度額の記載がなければ、その定めは無効となり、保証債務を負担しなくともよいことになる。この点は、金融機関との「銀行取引約定書」等の根保証に関する条項と同様である。

また、土地・建物の賃貸借契約を締結する場合、賃借人として地位に伴つて

等債務の保証をするに際して、確かめもせずに判を押させられたりするようなことはあつてはならないから、厳格な手続を要求することとしたのである。

(個人根保証契約の成立が厳格化されたことにより)
遊技機メーカー・中古機販売業者を売主、ホール業者を買主とする
「継続的商品供給基本契約書」や「継続的売買基本契約書」等の
書面上に遊技機等の売買により発生する債務について、
社長その他の経営者が個人根保証する旨の条項があつても、
極度額の記載がなければ、その定めは無効となり、
保証債務を負担しなくてもよいことになる。

発生する債務、すなわち地代・家賃債務の他、賃貸借終了の際の原状回復費用等の債務(これらも「一定の範囲に属する不特定の債務」である)について、
経営者が個人で根保証する旨の条項があつても、
あつても、やはり極度額の記載がなければ無効となる。

なお、土地・建物の賃貸借契約書の根

保証に関する条項において「極度額を金

●●●万円として、⋮連帶して保証する」とするのではなく、「極度額を賃料の○か月分として、⋮連帶して保証する」とのように記載している例がある。しかし、土地賃貸借のようないくつかの規定の仕方では極度額の定めとしては特定が不十分とされ、無効とされる可能性もある。

長期にわたると、将来的に賃料が改訂されて変動する可能性があるから、このような規定の仕方では極度額の定めとしては特定が不十分とされ、無効とされる可能性もある。

5 身元保証契約 への影響

以上述べて来たところは、経営者が株式会社の債務を根保証をする場合に関するものであるが、従業員の債務を第三者が保証する身元保証契約についても同様の影響がある。通常従業員を採用する際に、その親

土地・建物の賃貸借契約を締結する場合、
賃借人として地位に伴つて発生する債務、
すなわち地代・家賃債務の他、賃貸借終了の際の原状回復費用等の債務について、
経営者が個人で根保証する旨の条項があつても、
やはり極度額の記載がなければ無効となる。

(従業員の債務を第三者が保証する身元保証契約についても)

根保証の一種であるから、極度額を定めなければ無効とされることになる。
なれば無効とされることになる。

以前より身元保証に関する法律では、
身元保証人に不測の負担をかけないよ

う、身元保証契約自体の有効期間は最長5年以内とされ、それよりも長い期間を定めても5年に短縮されることとされているが(同法2条)、身元保証においては極度額という考え方自体がなかったので、既存の身元保証契約書には極度額の記載がないのが寧ろ通常である。早急に身元保証書の書直しが必要な場合が多いであろう。

兄弟その他の親族から「身元保証書」を差し入れさせることにより、身元保証契約を締結する。これは、従業員が在職中に雇用主(会社)に損害を与えた場合、その従業員が雇用主に対して負う損害賠償債務を、身元保証人が保証するという内容の契約である。

従業員の内部不正が高額の損害に直結するホール企業においては、不正の抑止力としてもこの身元保証契約は重要な機能を果たしているが、これも根保証の一種であるから、極度額を定め



店長に求められる知識

労務管理XXI

パチンコ店舗管理者
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前と言われたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心に改善が見られ、他業種と比較して福利厚生面でも充実した企業が増えきました。パチンコ店が「人」「物」「金」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していく上で、根幹をなすのが「人」です。「人」を効率的に活用して生産性を高めるため、労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することが労務管理です。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働く環境を整備していくなければなりません。

今回は採用について取り上げます。パチンコ業界は人材の流動が激しく、離職率の高い業種であるため、採用の機会が日常業務でも多く発生します。求人募集～採用面接～選考までのプロセスにおいて、労働法その他関連法規によって定められたさまざまなものルールが存在しています。無知ゆえに誤った対応を取ってしまえば、大きなトラブルにも発展しかねません。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前と言われたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心改善が見られ、他業種と比較して福利厚生面でも充実した企業が増えました。パチンコ店が「人」「物」「金」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していく上で、根幹をなすのが「人」です。「人」を効率的に活用して生産性を高めるため、労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することが労務管理です。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働く環境を整備していくなければなりません。

今日は採用について取り上げます。パチンコ業界は人材の流動が激しく、離職率の高い業種であるため、採用の機会が日常業務でも多く発生します。求人募集～採用面接～選考までのプロセスにおいて、労働法その他関連法規によって定められたさまざまなものルールが存在しています。無知ゆえに誤った対応を取ってしまえば、大きなトラブルにも発展しかねません。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

求人広告

【問題】

パチンコ店ホールスタッフの求人広告における掲載内容として、法令上問題のないものはどれか。

【選択肢】

a：玉運びは重労働であるため、「体力に自信のある方歓迎」と掲載した。

b：具体的な採用人数が決まっていたため、「ホールスタッフ一挙10名募集」と掲載した。

c：スタッフの高齢化が進んでいたため、「応募資格は30歳以下」と掲載した。

d：試用期間は時給が低いため、「試用期間中の時給は委細面談」と掲載した。

【回答分布】

- | | |
|-----------|-----------|
| a : 28・3% | b : 33・9% |
| c : 19・7% | d : 18・1% |

正解はbです。
選択肢をそれぞれ見てみましょう。
男女雇用機会均等法では、原則どし

て求人条件に性別を条件とすること、男女の区別を設けることを禁じています。合理的な理由がない限りは、一定の身長や体重、体力を要件とすることもできません。aの「体力に自信のある方歓迎」という表現は、間接的にどちらかの性を制限するとして間接差別に該当するとされます。あくまで雇用の機会を均等に与えることが定められているのであり、採用の判断はパチンコ店の自由となります。

雇用対策法では同法が規定するいくつかの例外に当てはまらない限り、求人募集の際、原則として年齢を制限することを禁じています。よって、cの「応募資格は30歳以下」という内容も違反となります。

職業安定法では労働条件の内容に、賃金や労働時間などの内容に虚偽があつたり、誤解を生むような曖昧な表現を用いることを禁止しています。dの「試用期間中の時給は委細面談」という内容がこれに該当します。この場合は、試用期間中の時間と時給を明確に表記しておかなければなりません。

bの「ホールスタッフ一挙10名募集」のように、性別や年齢などの条件なく採用人数を明確に設定するこ

とは特に問題はありません。

このように、採用媒体の記載内容は多くの法規制によるルールを守る必要があります。知らずに違反となる内容を掲載しないためにも、基礎知識のおさらいをしておきましょう。

採用面接

【問題】

採用面接時における応募者への質問として、厚生労働省が定めた基準、もしくは、法令上、問題がないものはどれか。

【選択肢】

- a : ご両親はどんな車に乗っていますか。
- b : 近い将来、結婚する予定はありますか。
- c : 現在、どこの労働組合に加入はしていませんか。
- d : 刑事事件における前科はありますか。

【回答分布】

- | |
|-----------|
| a : 8・4% |
| c : 25・5% |
| d : 52・6% |

【正解と解説】

正解はdです。

職業安定法では、採用面接などで求職者の個人情報を収集する際は、業務の目的達成に必要な範囲内に留めるよう定められています。企業の採用活動には条件に合った

公正な採用選考の基本(採用選考時に配慮すべき事項)

本人に責任のない事項の把握	本籍・出生地に関すること
	家族に関すること(職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など)
	住宅状況に関すること(間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など)
	生活環境・家庭環境などに関すること
本来自由であるべき事項(思想信条にかかわること)の把握	宗教に関すること
	支持政党に関すること
	人生観、生活信条に関すること
	尊敬する人物に関すること
	思想に関すること
	労働組合、学生運動など社会運動に関すること
	購読新聞、雑誌、愛読書などに関すること
採用選考の方法	身元調査などの実施
	「全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書(様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)」の使用
	合理的、客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

外国人採用

【問題】

パチンコ店における外国人採用に関する活動として、労働関連法上、問題のないものはどれか。

【選択肢】

- a : 募集媒体に国籍を条件として、記載すること。

すべての人が応募できることが原則であり、業務と関係のない情報を収集して、採用の条件とすることは禁止されています。厚生労働省が定めた「公正な採用選考の基本」では、採用選考時に配慮すべき事項として、上記の項目を挙げています。

これにより、aは家族や家庭環境に関する質問は本人に責任のない事項として、bとcは本来自由であるべき事項の把握として、それぞれ違反に該当します。履歴書には「賞罰」の欄が設けられていることがあるように、採用基準に前科の有無が含まれていればそれを直接で質問することは問題ありません。

【回答分布】

- | |
|-----------|
| a : 7・4% |
| c : 60・9% |
| d : 19・6% |

【正解と解説】

正解はcです。
職業安定法第3条「均等待遇」では、以下の通り記されています。

何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。

b : 採用面接時の質問として、出生地を尋ねること。
c : 採用時に在留カードを提示されること。
d : 資格外活動許可を取得したこと。



編集後記

コロナ自粛期間の休日早朝、妻と近所の線路沿いの川べりを散歩することを覚えた。野鳥が結構いるのだった。支流の暗いトンネル内にカルガモが20羽たむろしていた。川の上をカワセミが滑空し、アオサギ、ゴイサギが川中で身動きにせず餌探し。川から上がったカワウの群れが濡れた羽を太陽に向

野鳥占い ギ数羽は蛍光を発したように輝き、炎暑の日、橋の下にカワセミが20羽たむろしていた。

コロナ自粛期間も終わり、通勤電車が混みだした。車窓から小川を見、野鳥を探す。幸運を求めて必死に目を凝らす。(M)

遠方に住んでいる高齢の母は耳が遠いし、頑固者でもある。補聴器をつけた方が良いということを長年説得して、ようやく昨年買ってくれた。が、しかしそれをつけるのが難しいのだ。従つて、電話して理解してもらいたいことがあってもぜんぜん話が通じないことがある。そういう時は近所に住んでいる兄が直接訪ね、理解してもらっている。ホント困

する際は、労働契約書により労働条件を明示することが義務付けられています。後のトラブルを回避するためにも、契約書を交わすだけでなく内容に関する相互理解を深めておきましょう。

象外となることが出入国管理及び難民認定法によって定められています。よって、dも違反に該当します。

外国人の不法就労を防ぐため、面接時に在留資格を問うことは問題ありません。その際は、在留カードを提示させることで不法就労を防ぐだけでなく、合法的に国籍も確認することが可能となります。

労働契約書

【問題】

事業者が労働者を雇用する際に作成する労働契約書において、書面による明示が義務付けられていらない項目はどれか。

- | | |
|------------------|------------------|
| a : 13・5% | b : 4・2% |
| c : 58・8% | d : 23・5% |

【正解と解説】

労働基準法第15条「労働条件の明示」では、以下の通り記されています。

- 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に

と記されており、昇給に関する事項は定められていません。

事業者が労働者と労働契約を締結

活動は人材育成の第一歩であり、繁盛店作りの土台となるものです。労務管理の知識を深め、計画的な採用活動によって店舗の組織力を高めていきましょう。

【回答分布】

- a** : 労働契約の期間
- b** : 始業・終業時刻
- c** : 昇給に関する事項
- d** : 退職に関する事項

上記の厚生労働省で定める事項（抜粋）には、

関する事項その他厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

サスペンション スペンションドラマや刑事ドラマを再放送中心にほぼ毎日見るようになつて2年半。最近は見慣れたのか、アラが妙に気になる。

詐欺に騙される心配がほぼ無いのだ。電話が鳴っても気づかないし、例え電話に出ても耳が遠いから会話にならない。しかも人の言うことは信じない。良いのか悪いのかわからぬけど…。(H)

被害者と争ううちに相手を倒してしまい、打ちどころが悪かったという展開や、

被害者と階段の上やビルの屋上でもみあううちに、誤つて転落させてしまったという展開が多すぎる。

主役が真相を明かす場面が崖の上や海辺、屋上なのも、またかと思う。と言いつつ、今日も見てしまった。

う自分こそ、何とかした方がいいのかもしれないのだが…。(N)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和3年11月1日(毎月1日発行)第173号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山甚ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063